

総則編

総則編

I プランの趣旨

I プランの趣旨

1 策定の目的

1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

併せて、本プランと構成府県の地域防災計画との整合性を図ることにより、このプランの実効性を確保するとともに、構成府県はもとより、連携県や関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。

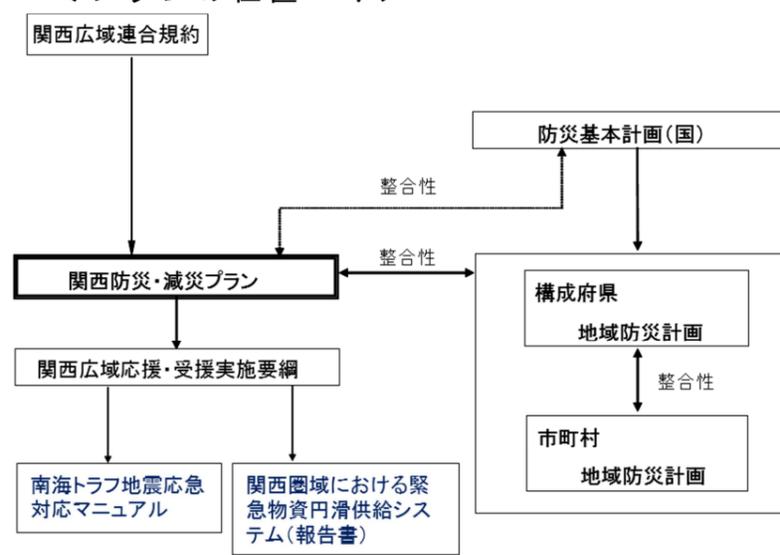
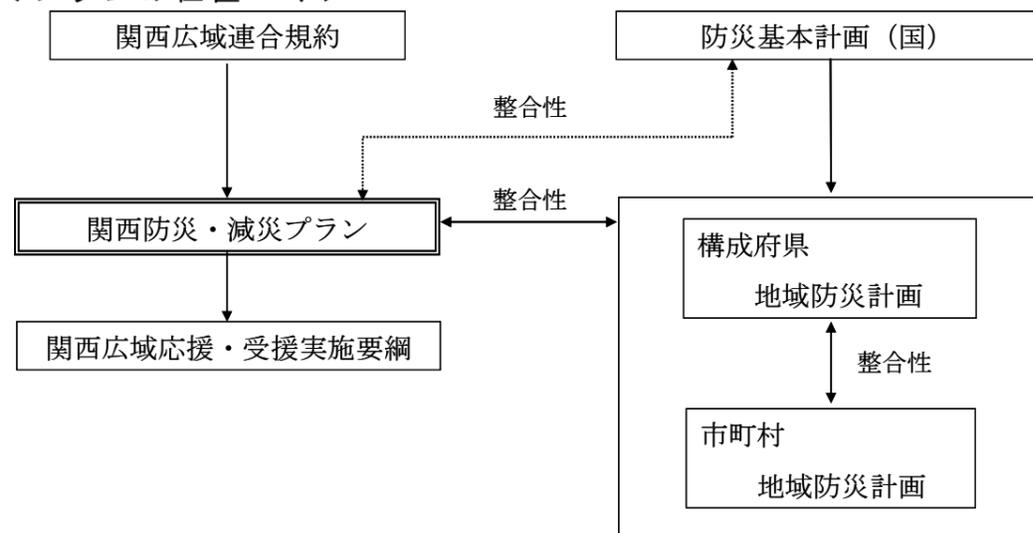
併せて、本プランと構成府県及び政令市（以下「構成団体府県等」という。）の地域防災計画との整合性を図ることにより、このプランの実効性を確保するとともに、構成団体府県等はもとより、連携県や関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。

なお、大規模広域災害発生時の広域連合等の具体的な活動手順については、関西広域応援・受援実施要綱において定める。

なお、大規模広域災害発生時の広域連合等の具体的な活動手順については、関西広域応援・受援実施要綱において定める。

<プランの位置づけ>

<プランの位置づけ>



2 策定にあたっての考え方

2 策定にあたっての考え方

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害に対応するため、広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害に対応するため、広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。

その中で、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかにする。その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ

その中で、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかに

被害想定 の公表（国、各府県）

政令市加盟による変更

広域連合で作成したマニュアル等の位置づけを明示

<p style="text-align: center;">関西防災・減災プラン 現行</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>	<p style="text-align: center;">見直しの考え方</p>
<p>化し、その中で広域連合の役割を明示する。 役割を明示することにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取り組みを促し、関西全体の防災力の向上を図る。</p>	<p>する。その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。 役割を明示することにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取組を促し、関西全体の防災力の向上を図る。</p>	
<p>※ 構成府県、連携県 関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の7府県により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く6府県が参加している（平成24年2月現在）。 このため、本文中の「構成府県」は、特に注釈がない場合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の6府県を指す。 また、「連携県」は、特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の4県を指す。</p>	<p>※ 構成府県、連携県 関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県、鳥取県及び徳島県の8府県並びに<u>京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市</u>により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く<u>7府県4政令市</u>が参加している（平成29年〇月現在）。 このため、本文中の「構成府県」は、特に注釈がない場合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県及び徳島県の7府県を指す。 また、「連携県」は、特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県<u>及び三重県の3県</u>を指す。</p>	<p>構成団体の変更（構成府県、政令市の記載）</p>
<p>3 策定方針 本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。</p> <p>(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン 関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。</p> <p>(2) 府県民にわかりやすいプラン 一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。</p> <p>(3) 充実・発展型のプラン 関西で発生が懸念されている災害は、東海・東南海・南海地震のような広域的な地震・津波災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に渡る。このため、それぞれの災害への対応について、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、今後明らかになる東日本大震災の新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。 また、災害に備えるための「防災・減災事業の展開」においては、すべての事業を同時に進めるのではなく緊急性などの観点から事業の優先度を決めて実施する。</p>	<p>3 策定方針 本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。</p> <p>(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン 関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災、<u>熊本地震、鳥取県中部地震等</u>の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。</p> <p>(2) 府県民にわかりやすいプラン 一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。</p> <p>(3) 充実・発展型のプラン 関西で発生が懸念されている災害は、<u>南海トラフ巨大地震</u>のような広域的な地震・津波災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に渡る。このため、それぞれの災害への対応について、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、今後明らかになる<u>災害対応等</u>の新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。 また、災害に備えるための「防災・減災事業の展開」においては、すべての事業を同時に進めるのではなく緊急性などの観点から事業の優先度を決めて実施する。</p>	<p>熊本地震等の経験・教訓も追加</p> <p><u>国の最新被害想定 最新被害想定 の公表 (国、各府県)を受け、 修正</u></p>
<p>4 計画期間 平成23年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。 なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成24年度以降順次策定していく。 また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。</p>	<p>4 計画期間 <u>計画期間は設けないが、概ね3年に1度は本プランの見直しを行う。また、プランの見直しにあたっては、この計画の効果や実効性を確保できるようにフォローアップを行い、PDCAサイクルにより見直しを行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考：計画策定経緯) 平成23年度 <u>総則編、地震・津波災害対策編を策定</u> <u>原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定</u> 平成25年度 <u>原子力災害対策編を改定</u> 平成26年度 <u>風水害対策編、感染症対策編を策定</u></p> </div>	<p>見直し期間追記 フォローアップ追記 記載内容の 時点修正</p>

プランの特徴

- (1) 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
 - 関西が一体となって災害対策を実施
 - 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施
- (2) 「受援」のあり方に踏み込んだプラン
 - 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズに応える受援体制を構築
- (3) 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン
 - ともすれば、混乱しがちな災害現場において、一歩先を見据えた対策が実施できるよう手続きや内容をシナリオ化
- (4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
 - 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示
- (5) 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
 - 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に発揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築
- (6) 未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン
 - 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
 - カウンターパート方式による支援、被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送のしくみづくりなど、東日本大震災の支援の成果と課題を反映

プランの特徴

- (1) 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
 - 関西が一体となって災害対策を実施
 - 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施
- (2) 「受援」のあり方に踏み込んだプラン
 - 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズに応える受援体制を構築
- (3) 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン
 - ともすれば、混乱しがちな災害現場において、一歩先を見据えた対策が実施できるよう手続きや内容をシナリオ化
- (4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
 - 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示
- (5) 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
 - 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に発揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築
- (6) 未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン
 - 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
 - カウンターパート方式による支援、被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の**仕組み**づくりなど、東日本大震災の支援の成果と課題を反映

広域連合だからできること

1 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府5県を構成府県とする広域地方公共団体であり、関西全体の防災に関する責任主体です。1つの組織として、迅速な決定・行動が可能で、大規模広域災害発生時には、関西全体の防災の司令・調整役として、構成府県・連携県、国、国の出先機関、関係機関との間で救援物資、応援要員及び広域避難などの応援・受援のコーディネートを実施します。

特に、人やモノなど災害対応に欠かせない資源を、広域連合が、被災していない府県と被災府県との間でスムーズな応援・受援の調整を行います。

2 ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能

広域連合の構成府県は、阪神・淡路大震災の経験や東日本大震災での支援などこれまでに積み上げてきた災害対応のノウハウを持っています。

大規模広域災害が発生すれば、それぞれの府県が持つ優れたノウハウを集め、広域連合の調整のもと各府県が災害対応にあたりますので、広域連合全体として、より質の高い対応が可能になります。

3 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現

広域連合は、関西の2府5県により構成された広域団体であり、連携県を含めた対象エリアは関西を管轄エリアとする国の出先機関やライフライン事業者とほぼ重なっています。平常時においても業務の連携がしやすい等の利点を生かして、広域的な応援・受援調整を行うなどの災害対応にあたることにより、関西全体のいち早い復旧・復興が可能になります。

広域連合だからできること

1 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府6県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を構成団体とする広域地方公共団体であり、関西全体の防災に関する責任主体です。1つの組織として、迅速な決定・行動が可能で、大規模広域災害発生時には、関西全体の防災の司令・調整役として、構成団体府県等・連携県、国、国の出先機関、関係機関との間で救援物資、応援要員及び広域避難などの応援・受援のコーディネートを実施します。

特に、人やモノなど災害対応に欠かせない資源を、広域連合が、被災していない構成団体府県等と被災構成団体府県との間でスムーズな応援・受援の調整を行います。

2 ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能

広域連合の構成団体府県等は、阪神・淡路大震災の経験や東日本大震災での支援などこれまでに積み上げてきた災害対応のノウハウを持っています。

大規模広域災害が発生すれば、それぞれの構成団体が持つ優れたノウハウを集め、広域連合の調整のもと各構成団体が災害対応にあたりますので、広域連合全体として、より質の高い対応が可能になります。

3 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現

広域連合の対象エリアは関西を管轄エリアとする国の出先機関やライフライン事業者とほぼ重なっています。平常時においても業務の連携がしやすい等の利点を生かして、広域的な応援・受援調整を行うなどの災害対応にあたることにより、関西全体のいち早い復旧・復興が可能になります。

構成団体の
変更・修正

構成団体変
更

構成団体変
更

文言の再整
理

4 構成府県のみならず他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現

関西が近隣の地域と同時に被災した場合でも、九州地方知事会等の広域団体との相互応援協定を締結するなどにより、効果的な災害対応が可能となります。

また、大規模広域災害発生時に帰宅困難者に飲料水やトイレ等の提供の支援を行うためにコンビニエンスストアや外食事業者等と協定を締結するなど、構成府県のみならず、関西の企業やボランティア団体等と日頃から連携し、災害対応のしくみを充実させることにより、関西をあげて被災地支援を行い、被災地の一日も早い復旧・復興が可能となります。

5 これまで取り組んで来なかった広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

構成府県が個別に防災研修などを実施するのではなく、広域連合でまとまって実施する方が、質が高く効果的な事業が実施できます。

また、津波災害に関し、鉄道事業者や地下街関係者と避難に関する検討を行うことなどこれまで取り組んで来なかった広域防災事業に取り組むことで関西全体の安全・安心が向上します。

II 対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

4 他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現

関西が近隣の地域と同時に被災した場合でも、九州地方知事会等他ブロックの広域団体と締結した相互応援協定などにより、効果的な災害対応が可能となります。

また、救援物資の提供・調達・配送や帰宅困難者支援など連携体制を構築するなど、関西の企業やボランティア団体等と日頃から連携し、災害対応の仕組みを充実させることにより、関西をあげて被災地支援を行い、被災地の一日も早い復旧・復興が可能となります。

5 これまで取り組んで来なかった広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

構成団体府県等が個別に防災研修などを実施するのではなく、広域連合でまとまって実施する方が、質の高い効果的な事業となります。

また、津波災害に関し、鉄道事業者や地下街関係者と避難に関する検討を行うことなどこれまで取り組んで来なかった広域防災事業を行うことで、関西全体の安全・安心が向上します。

II 対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

文言整理

修正意見を反映
修正意見を踏まえ変更

文言整理

構成団体変更

修正意見反映

関西防災・減災プラン 現行

災害区分	具体例
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 東海・東南海・南海地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故
感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザのまん延 高病原性鳥インフルエンザのまん延

※ その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害を対象とする。

また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。

Ⅲ 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

(1) 初動シナリオ

情報収集、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、災害対策（支援）本部の設置、現地支援本部等の設置など

(2) 応援・受援シナリオ

救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など

(3) 復旧・復興シナリオ

復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

見直し案

災害区分	具体例
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故
感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザのまん延 高病原性鳥インフルエンザのまん延

※ その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害を対象とする。

また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。

Ⅲ 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成団体府県等の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

(1) 初動 （発災から概ね3日間） シナリオ

情報収集、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、災害対策（支援）本部の設置、現地支援本部等の設置など

(2) 応援・受援 （避難所期） シナリオ

救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など

(3) 復旧・復興 （仮設住宅期） シナリオ

復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

見直しの考え方

最新の被害想定（国、各府県）の公表を受け修正

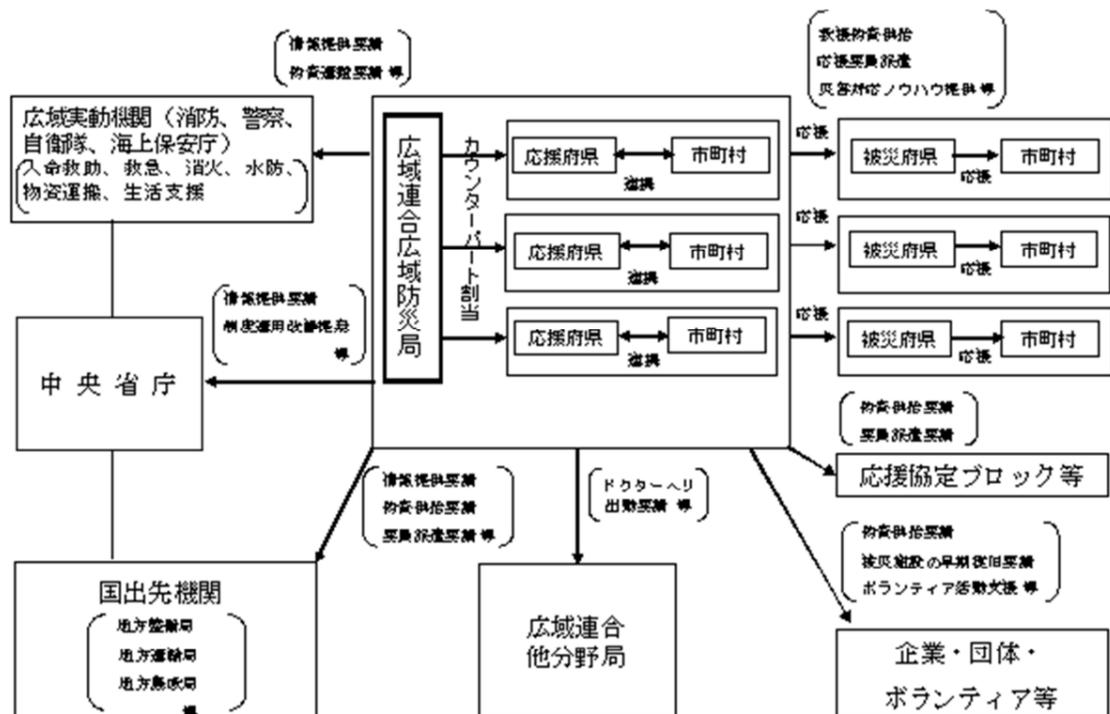
国の最新の被害想定

構成団体の変更

2 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

<国、広域連合、府県、市町村等の連携>



3 災害情報の共有、情報の発信

大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成府県及び連携県に情報提供を行うとともに、構成府県及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

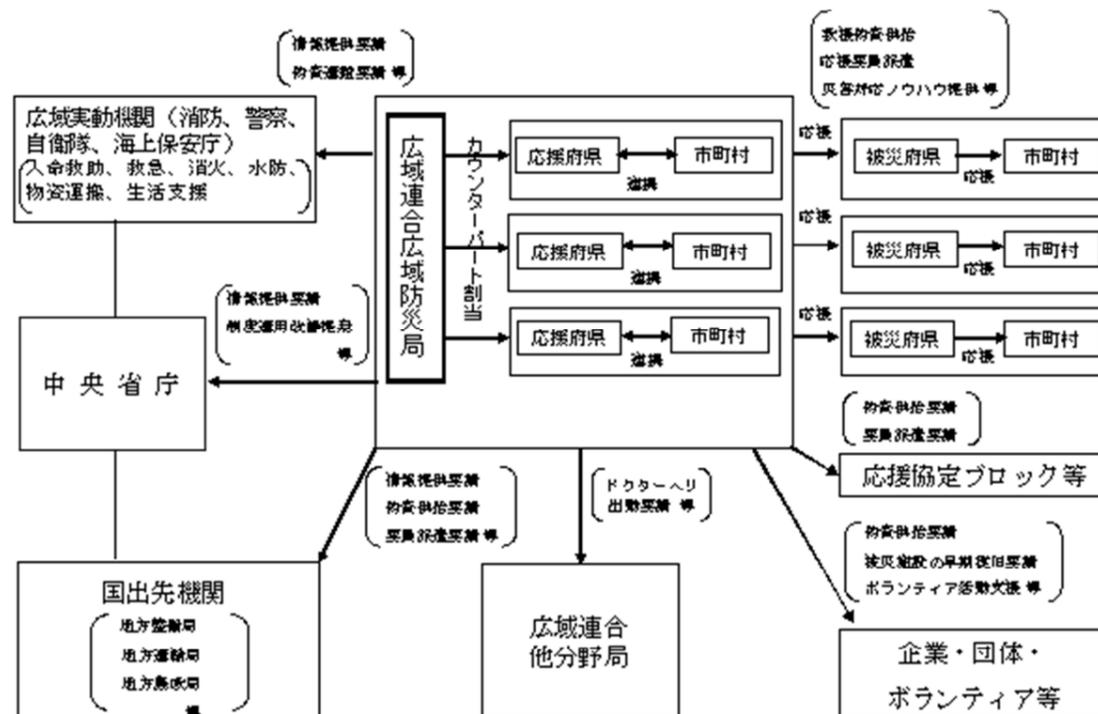
4 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

2 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

<国、広域連合、府県、市町村等の連携>



3 災害情報の共有、情報の発信

大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成団体府県等、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成団体府県等及び連携県に情報提供を行うとともに、構成団体府県等及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成団体府県等・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

4 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

構成団体の変更

地震・津波災害対策編

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。

- ・ 東海・東南海・南海地震
- ・ 琵琶湖西岸断層地震
- ・ 花折断層帯地震
- ・ 奈良盆地東縁断層帯地震
- ・ 京都西山断層帯地震
- ・ 生駒断層帯地震
- ・ 上町断層帯地震
- ・ 大阪湾断層帯地震
- ・ 中央構造線断層帯地震
- ・ 山崎断層帯地震 等

以下に、東海・東南海・南海地震と生駒断層帯地震については、各府県が地域防災計画で想定している被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による現行の被害想定も示した。

また、琵琶湖西岸断層地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、京都西山断層帯地震、上町断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に整理した。

また、東海・東南海・南海地震については、東日本大震災の発生を受け、中央防災会議において被害定の見直しが検討されている。本編に示す防災・減災対策についても、新しい被害想定に基づき見直しを行う予定であり、それまでの間は構成府県の暫定的な対策を踏まえた対応とする。

地震・津波災害対策編

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。

- ・ 南海トラフ巨大巨大地震
- ・ 琵琶湖西岸断層地震
- ・ 花折断層帯地震
- ・ 奈良盆地東縁断層帯地震
- ・ 京都西山断層帯地震
- ・ 生駒断層帯地震
- ・ 上町断層帯地震
- ・ 大阪湾断層帯地震
- ・ 中央構造線断層帯地震
- ・ 山崎断層帯地震 等

以下に、南海トラフ巨大巨大地震と生駒断層帯地震については、各府県が地域防災計画で想定している被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による現行の被害想定も示した。

また、琵琶湖西岸断層地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、京都西山断層帯地震、上町断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に整理した。

修正意見を反映
[最新の被害想定（国、各府県）の公表を受け、修正](#)

[国の最新の被害想定](#)

[最新の被害想定（国、各府県）の公表を受け修正](#)

[国の最新被害想定](#)

1 東海・東南海・南海地震

○ 各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	50	1,427	6弱 (南海地震又は東南海地震)
京都府	130	10,800	6弱 (東南海・南海地震)
大阪府	99	22,341	6弱 (東南海・南海地震)
兵庫県	760	20,988	6強 (東南海・南海地震)
和歌山県	5,008	104,595	7 (東海・東南海・南海地震)
徳島県	4,300	49,700	6強 (東南海・南海地震)
鳥取県	-	-	-
福井県	-	-	-
三重県	4,800	110,262	7 (東海・東南海・南海地震)
奈良県	4	1,253	6弱 (東海・東南海・南海地震)
合計	15,151	321,366	

< 津波の想定 >

府県名 (最大津波高さ 市町村名)	第1波ピークの津波到達時間	津波最大高さ
大阪府 (高石市)	100分	3.4m
兵庫県 (南あわじ市)	50分	5.8m
和歌山県 (串本町)	6分	8.3m
徳島県 (海陽町)	15分	9.0m

東海・東南海・南海の3つの地震が同時に発生するケースの他、1854年の安政地震では、東海地震(東南海地震を含む)が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生の場合にも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

1 南海トラフ巨大地震

	全倒壊数(棟)		避難所避難者数 (1週間後)(人)		断水人口(1日後)(人)		停電率(1日後)(%)		ガス提供停止率(1日後)(%)		固定電話不通回線率(1日後)(%)	
	府県想定	内閣府想定	府県想定	内閣府想定	府県想定	内閣府想定	府県想定	内閣府想定	府県想定	内閣府想定	府県想定	内閣府想定
三重県	248,000	224,000	474,000	350,000	1,832,000	1,700,000	82.0	81.0	46.0	98.0	85.0	81.0
大阪府	179,153	337,000	1,061,000	770,000	3,996,764	3,400,000	15.5	14.0	17.4	22.0	15.1	22.0
兵庫県	38,548	54,000	116,000	160,000	420,239	1,200,000	15.0	14.0	0.4	-	4.8	15.0
和歌山県	158,700	190,000	218,000	280,000	892,700	850,000	97.0	83.0	29.0	82.0	99.0	82.0
徳島県	116,400	132,000	227,000	230,000	547,700	720,000	72.0	82.0	100.0	95.0	75.0	82.0
滋賀県	12,837	13,000	79,000	78,000	955,426	700,000	65.0	14.0	34.2	1.0	-	14.0
その他	-	119,400	323,000	325,200	2,004,520	2,002,500	-	14.0	-	13.5	-	16.3
関西計	873,638	1,069,400	2,498,000	2,193,200	10,649,349	10,572,500	45.1	43.1	31.8	51.9	41.0	44.6

※ 最悪のケースによる。府県独自推計がない場合は内閣府想定で補完。

○ 各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	50 <u>474</u>	1,427 <u>12,837</u>	6弱 <u>6強</u> (南海地震又は東南海地震)
京都府	130 <u>860</u>	10,800 <u>70,210</u>	6弱 <u>6強</u> (東南海・南海地震)
大阪府	99 <u>133,891</u>	22,341 <u>179,153</u>	6弱 <u>6強</u> (東南海・南海地震)
兵庫県	760 <u>29,097</u>	20,988 <u>38,548</u>	6強 <u>7</u> (東南海・南海地震)
奈良県	4 <u>1,600</u>	1,253 <u>47,000</u>	6弱 <u>6強</u>
和歌山県	5,008 <u>90,400</u>	104,595 <u>158,700</u>	7 <u>7</u> (東海・東南海・南海地震)
徳島県	4,300 <u>31,300</u>	49,700 <u>116,400</u>	6強 <u>7</u> (東南海・南海地震)
鳥取県	- <u>-</u>	- <u>-</u>	-
福井県	- <u>-</u>	- <u>-</u>	-
三重県	4,800 <u>53,000</u>	110,262 <u>248,000</u>	7 <u>7</u> (東海・東南海・南海地震)
奈良県	4 <u>4</u>	1,253 <u>1,253</u>	6弱 <u>6弱</u> (東海・東南海・南海地震)
合計	<u>340,622</u>	<u>870,848</u>	

※ 被害想定は、各府県独自のものによる。

< 津波の想定 >

府県名 (最高津波水位 市町村名)	第1波ピークの 津波到達時間 (※1)	最高津波水位 (T.P.m)
大阪府 (大阪市住之江区) (※2)	<u>110分</u>	<u>5.1m</u>
兵庫県 (南あわじ市)	<u>44分</u>	<u>8.1m</u>
和歌山県 (すさみ町)	<u>3分</u>	<u>1.9m</u>
徳島県 (海陽町)	<u>6分</u>	<u>15.8m</u>

※1 初期水位より1m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20cmの変化が生じるまでの時間

※2 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分(最高津波水位3.8m)

最新の被害想定(国、各府県)の公表を受け修正

修正意見を反映

修正意見を踏まえ、変更

修正意見を反映

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定
(平成 15 年 9 月 17 日)

府県名	死者数 (注 1)	全壊棟数 (注 2)	府県内の最大震度
滋賀県	10	1,200	6弱
京都府	10	2,200	6弱
大阪府	50	13,000	6弱
兵庫県	100	6,100	6強
和歌山県	4,600	47,000	7
徳島県	1,300	15,000	6強
鳥取県	-	-	5弱
福井県	-	30	5強
三重県	2,600	51,000	7
奈良県	10	1,400	6弱
関西計	8,680	136,930	-
全国計	25,000	550,000	-

注 1) 朝 5 時 風速 15m/s の場合の揺れによる建物倒壊の他、津波、火災、崖崩れによる死者発生

注 2) 朝 5 時 風速 15m/s の場合の揺れの他、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物全壊

<津波の状況>

沿岸域名	津波到達時間 (20cm 上昇時)	津波最大高さ
大阪湾	40-120分	1-3m
淡路島南部	30-50分	3-5m
瀬戸内海(兵庫県沿岸)	60-120分	1-2m
和歌山県東岸	0-10分	5m以上
和歌山県西岸	30-50分	3-5m
徳島南岸	0-10分	5m以上
徳島東岸	30-50分	3-5m

※ 上記各地区とも約 50 分から 60 分周期で 4、5 波来襲、発災から 5～6 時間

南海トラフ全体が動いて発生する巨大地震の他、1854 年の安政地震では、東海地震(東南海地震を含む)が先行して発生し、32 時間後に南海地震が発生した。また、1944 年に発生した東南海地震では、その 2 年後に南海地震が発生していることから、時間差発生の場合にも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査国会の被害想定
(平成 24 年 8 月 -平成 15 年 9 月 17 日)

府県名	死者数 (注)	全壊棟数 (注)	府県内の最大震度
滋賀県	400 10	13,000 1,200	6強 6弱
京都府	900 10	70,000 2,200	6強 6弱
大阪府	7,700 50	337,000 13,000	6弱 6強
兵庫県	5,800 100	54,000 6,100	6強 6強
奈良県和歌山県	1,600 4,600	47,000 47,000	6強 7
和歌山県	70,000	190,000	6強
徳島県	29,000 1,300	132,000 15,000	7 6強
鳥取県	==	300 ==	5弱 5弱
福井県	==	2,100 30	5強 5強
三重県	19,000 2,600	224,000 51,000	7 7
奈良県	10	1,400	6弱
関西計	134,400 8,680	1,069,400 136,930	-
全国計	242,630 25,000	2,369,640 550,000	-

(注) 陸側ケース、津波ケース③、冬 18 時、風速 8 m/s、(早期避難率低) の場合の揺れによる建物倒壊、津波、火災、崖崩れによる死者発生及び揺れ、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物倒壊

~~注 1)~~ 朝 5-15

<津波の状況>

沿岸域名	津波到達時間 (1m 上昇時)	津波最大高さ
大阪湾	60-90分	3-5m
淡路島南部	40-50分	3-5m
瀬戸内海(兵庫県沿岸)	60-90分	3-5m

修正意見を反映

修正意見を反映

中央防災会議で南海トラフ被害想

関西防災・減災プラン 現行

見直し案

見直しの考え方

継続する。
 また、第2波以降が最高津波高さを示すこともある。
 ※ 津波到着時間については、中央防災会議では、迅速、的確な避難等に資するため、第1波の水位20cm上昇時の時間を示している。

和歌山県東岸	0-10分	15-20m
和歌山県西岸	30-50分	15-20m
徳島南岸	10-20分	10-15m
徳島東岸	30-40分	5-10m

定推定結果
公表済みの
ため、削除

【参考】中央防災会議見直しの検討状況

スケジュール	検討内容
平成23年4月27日～平成23年9月28日	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、12回にわたり審議 <H23.9.28報告取りまとめ>
平成23年8月28日～	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、検討 <H23.12.27に中間取りまとめ(想定震源域・波源域の設定の考え方等)> <24.3～4 最終取りまとめ(最大クラスの震度分布、津波高等の推計結果公表(予定))>
平成24年6月頃	南海トラフの巨大地震の被害想定(直接的被害)の推計結果公表(予定)

出典：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)(内閣府)」

※ 上記各地区とも約50分から60分周期で4、5波来襲、発災から5～6時間継続する。
 また、第2波以降が最高津波高さを示すこともある。

【参考】中央防災会議見直しの検討状況

スケジュール	検討内容
<u>平成23年4月27日～平成23年9月28日</u>	<u>「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、12回にわたり審議 <H23.9.28報告取りまとめ></u>
<u>平成23年8月28日～</u>	<u>「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、検討 <H23.12.27に中間取りまとめ(想定震源域・波源域の設定の考え方等)></u>
<u>平成24年8月頃</u>	<u>南海トラフの巨大地震の被害想定(直接的被害)の推計結果公表</u>

2 近畿圏直下型地震

[生駒断層帯地震の被害想定]

○ 各府県の被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	—	—	—
京都府	3,400	72,700	7
大阪府	9,777	275,316	7
兵庫県	323	7,538	6強
和歌山県	—	—	—
徳島県	—	—	—
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	—	—	—
奈良県	4,257	98,123	7
合計	17,757	453,677	

2 近畿圏直下型地震

[生駒断層帯地震の被害想定]

○ 各府県の被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	—	—	—
京都府	3,400	72,700	7
大阪府	9,777	275,316	7

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定（平成19年11月1日）

[生駒断層帯地震の被害想定]

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	約30	約500	6弱
京都府	約4,000	約150,000	7
大阪府	約9,800	約300,000	7
兵庫県	約10	約500	6弱
和歌山県	—	約40	5強
徳島県	—	—	—
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	—	約100	5強
奈良県	約4,800	約110,000	7
関西計	約18,640	約561,140	—
全国計	約18,640	約561,140	—

注1) 冬5時 風速15m/sの場合 揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生

注2) 冬12時 風速15m/sの場合 揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

Ⅱ 災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成府県、広域連合他分野局、連携県、隣接ブロック・遠隔ブロック、全国知事会・全国都道府県、国（中央省庁、出先機関）、広域実動機関、専門家・研究機関及び企業・ボランティア等が連携して

兵庫県	323	7,538	6強
和歌山県	—	—	—
徳島県	—	—	—
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	—	—	—
奈良県	4,257	98,123	7
合計	17,757	453,677	

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定（平成19年11月1日）

[生駒断層帯地震の被害想定]

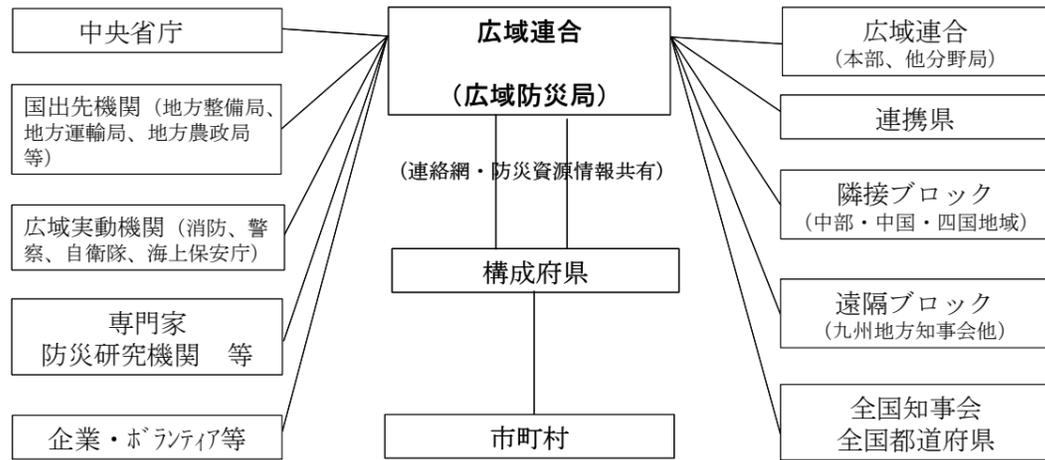
府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	約30	約500	6弱
京都府	約4,000	約150,000	7
大阪府	約9,800	約300,000	7
兵庫県	約10	約500	6弱
和歌山県	—	約40	5強
徳島県	—	—	—
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	—	約100	5強

構成団体変更

政令市の位置づけを明記

対処するための体制整備を行う。

< 広域連合と関係機関・団体等との関係 >

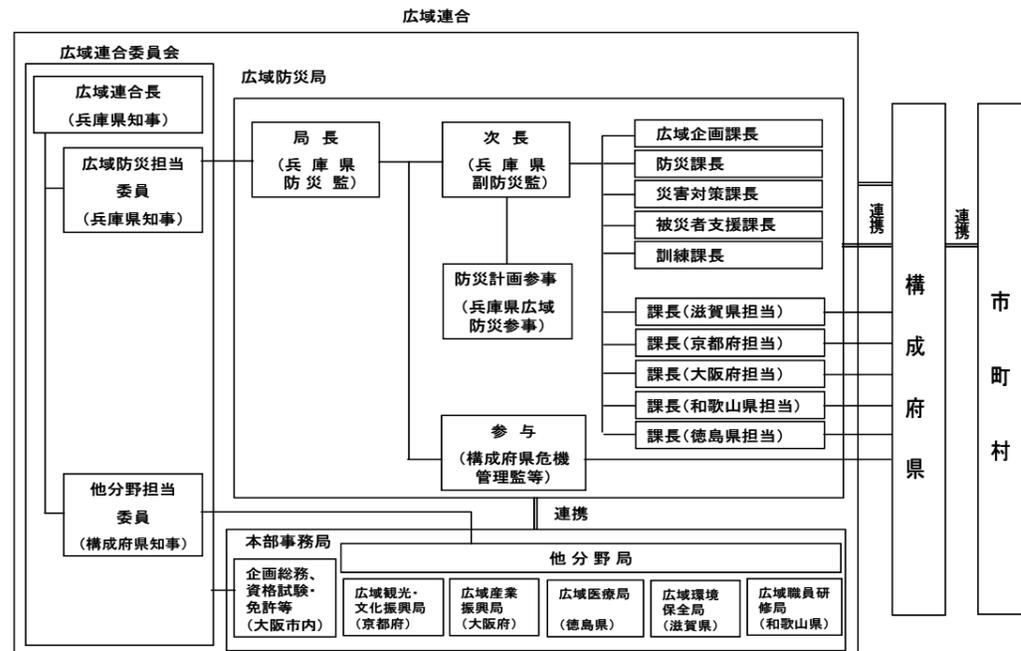


(1) 構成府県との連携

① 府県地域防災計画との整合性の確保

当該プランの実効性の確保を図るため、府県地域防災計画との整合性を確保する。

< 広域連合 (広域防災局) の組織 >



② 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール及び衛星電話等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

奈良県	約 4, 800	約 110, 000	7
関西計	約 18, 640	約 561, 140	—
全国計	約 18, 640	約 561, 140	—

注1) 冬5時 風速15m/sの場合 揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生
 注2) 冬12時 風速15m/sの場合 揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

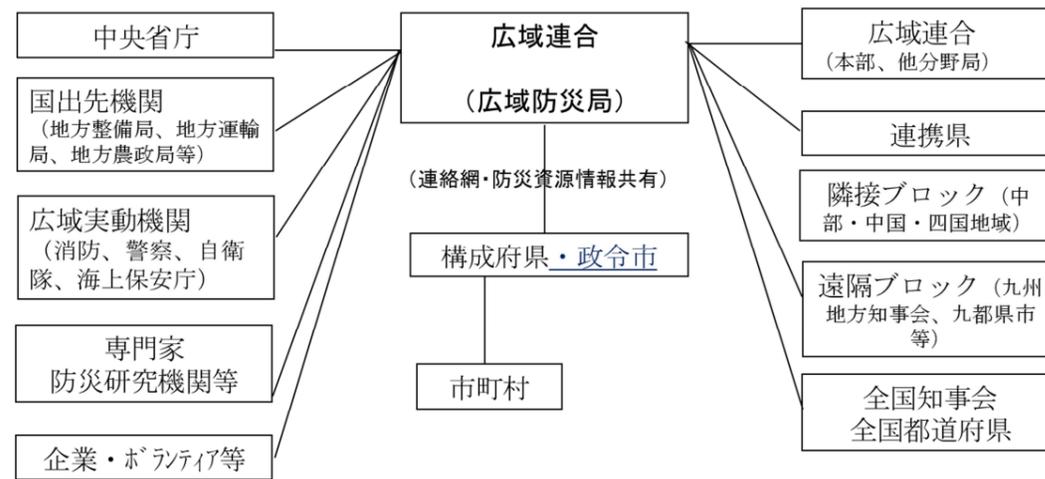
II 災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成団体府県等、広域連合他分野局、連携県、隣接ブロック・遠隔ブロック、全国知事会・全国都道府県、国(中央省庁、出先機関)、広域実動機関、専門家・研究機関及び企業・ボランティア等が連携して対処するための体制整備を行う。

< 広域連合と関係機関・団体等との関係 >



構成団体の変更

熊本地震の課題を踏まえ追記

被害想定公表(国、各府県)を受け、修正

意見を踏まえ、修正

広域環境局の意見は反映しないが、標題を

③ 大規模広域被害想定の実施・共有
東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害の被害想定について構成府県間で共有する。

④ 人的・物的資源の情報共有の推進
職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

(2) 広域連合他分野局との連携

大規模広域災害発生時に、広域医療局が行うドクターヘリの派遣など他の分野と連携して被災地の応急対策や復旧・復興対策を行う体制を整える。

- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ 広域周遊中の観光客被害情報収集・発信
- ・ 直接、間接の被災企業に対する支援 など

(3) 他の広域ブロック等との応援協定

連携県や隣接ブロック等との相互応援協定を締結すること等により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

① 連携県

福井県、三重県及び奈良県と相互応援協定を締結することにより、福井県、三重県、奈良県で災害が発生した場合、さらに、広域連合構成府県で災害が発生した場合の応援・受援体制を整備する。

② 隣接ブロック

救援物資、応援要員及び広域避難等に関する応援・受援が迅速に実施できるよう全国知事会とも連携をとりながら隣接ブロックである中部、中国及び四国地域との連携体制を整備するとともに、相互応援協定についても検討を進める。

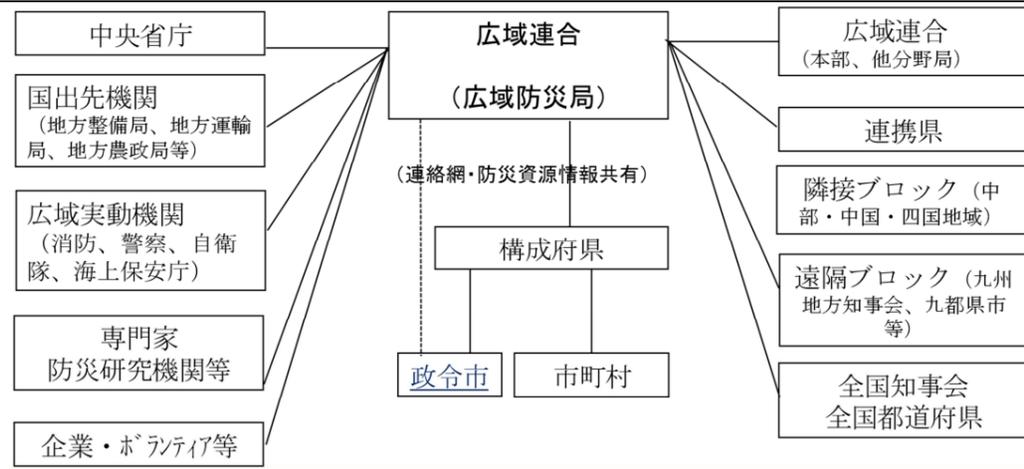
③ 遠隔ブロック

大規模広域災害では、隣接ブロックも被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、全国知事会とも連携をとりながら遠隔ブロックである九州地域と相互応援協定の締結を行うとともに、その他の遠隔ブロックとの相互応援協定についても検討を進める。

④ 全国都道府県

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」により、全国都道府県間の相互応援体制を確保する。なお、広域防災局は、全国知事会の近畿ブロックの幹事県の役割を担い、近畿からの応援、近畿への応援について調整を行う。

また、全国知事会が行う全国都道府県の災害時応援調整について、カウンターパート方式等の応援方式を迅速にとれるよう働きかける。

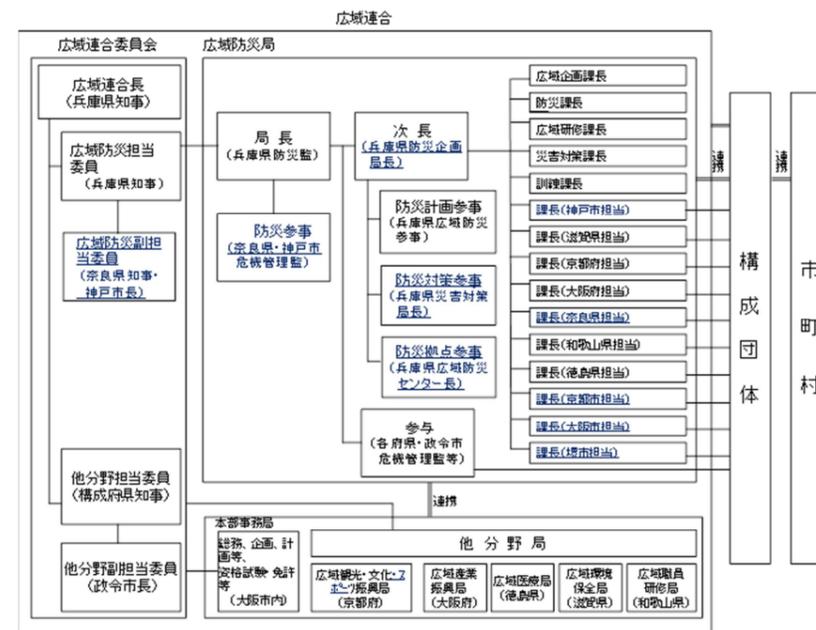


(1) 構成団体府県との連携

① 府県地域防災計画との整合性の確保

当該プランの実効性の確保を図るため、府県地域防災計画との整合性を確保する。

< 広域連合 (広域防災局) の組織 >



② 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、衛星電話、TV会議システム及び SNS 等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

③ 大規模広域被害想定の実施・共有

南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害の被害想定について構成府県間で共有する。

修正

鳥取県との覚書を明記 奈良県を連携県から削除

広域連合の 既締結協定を記載 奈良県を連携県から削除

(4) 国との連携

関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に災害対応が実施できる体制を構築するとともに、国の持つ科学的知見を活用しながら災害に備える。

① 関係省庁等との連携

ア) 中央省庁との連携

災害発生時に国や国の現地対策本部に対して、関西圏域を超えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ) 国出先機関との連携

災害発生時に地方整備局など国の出先機関に対して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣要請や輸送手段の確保などの支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

ウ) 広域実動機関との連携

災害発生時に迅速な災害対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

② 科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム（DONET）、海底津波計システム（DART）等先端津波観測技術情報等、国の持つ科学的知見を活用する。

(5) 専門家・防災研究機関等との連携

① 専門的な知見・各種研究成果の活用

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てるとともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

② 士業団体との協定の締結

広域の建築士・弁護士等の士業団体と協定を締結するなどにより、災害時に、一定の資格を有する者等の被災府県への派遣が行われる仕組みを構築する。

(6) 企業・ボランティア等との連携

① 企業等との協力・連携

企業・業界団体との意見交換や協定を締結するなどにより、災害時等において、企業・業界団体との協力が得られる仕組みを構築する。

企業・業界団体	連携内容
倉庫業者・宅配業者	救援物資の集積・配送

④ 人的・物的資源の情報共有の推進

職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

⑤ 災害廃棄物処理の情報共有等の推進

廃棄物処理施設やがれきの仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。

(2) 広域連合内における調整

- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ 広域周遊中の観光客被害情報収集・発信
- ・ 直接、間接の被災企業に対する支援
- ・ 災害廃棄物の処理支援 など

(3) 他の広域ブロック等との応援協定

連携県や隣接ブロック等との相互応援協定を締結すること等により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

① 連携県

福井県及び三重県との相互応援協定及び鳥取県との相互応援の覚書を締結することにより、福井県、三重県及び鳥取県で災害が発生した場合、さらに、広域連合構成府県で災害が発生した場合の応援・受援体制を整備する。

② 隣接ブロック

救援物資、応援要員及び広域避難等に関する応援・受援が迅速に実施できるよう全国知事会とも連携をとりながら隣接ブロックである中国及び四国地域と相互応援協定を締結するとともに、中部地域との相互応援協定についても検討を進める。

③ 遠隔ブロック

大規模広域災害では、隣接ブロックも被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、全国知事会とも連携をとりながら遠隔ブロックである九州地域等と相互応援協定の締結を行うとともに、その他の遠隔ブロックとの相互応援協定についても検討を進める。

④ 全国都道府県

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」により、全国都道府県間の相互応援体制を確保する。なお、広域防災局は、全国知事会の近畿ブロックの幹事県の役割を担い、近畿からの応援、近畿への応援について調整を行う。

また、全国知事会が行う全国都道府県の災害時応援調整について、カウンターパート方式等の応援方式を迅速にとれるよう働きかける。

(4) 国との連携

関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に災害対応が実施できる体制を構築するとともに、国の持つ科学的知見を活用しながら災害に備える。

① 関係省庁等との連携

広域連合残れまでの取組に更新

関西防災・減災プラン 現行

見直し案

見直しの考え方

旅館・ホテル・民間賃貸住宅・企業（社宅）	避難所、仮設住宅の提供
空港・港湾管理者・海運・航空事業者	物資（集積・輸送）、要員（派遣・輸送）、広域避難
鉄道・バス事業者	避難者・帰宅困難者・支援者の輸送
コンビニ・外食事業者	帰宅困難者支援
大規模店舗・集客施設	帰宅困難者の収容
高速道路会社・鉄道事業者・地下街会社	津波避難対策
建設・建築事業者	道路、交通施設及び公共土木施設等の復旧・復興 <u>仮設住宅の仕様の検討</u>
石油取扱事業者	石油類燃料の優先供給
報道機関	災害報道のあり方の検討、防災知識の普及啓発

② 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携

大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらのニーズに迅速に対応できるよう、構成府県は平常時から各府県の社会福祉協議会、ボランティア・NPOとの連携体制を確立する。

< 構成府県が府県社会福祉協議会・NPO等と平常時から連携する取組例 >

取り組み例	内容
災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成・更新等	災害発生時に、迅速に災害ボランティアセンターが立ち上げられるようマニュアルの作成・更新を進めるとともに、防災訓練等に合わせ、立ち上げ訓練等を実施する。
災害ボランティアセンターに関わるネットワーク化の推進	府県により、災害ボランティア所管の部署も異なることから、各府県の防災部局・ボランティア所管課、各府県社会福祉協議会の災害ボランティア所管部署、NPO、企業及び生活協同組合等が平常時から定期的に意見交換できる場を設ける。
ボランティアインフォメーションセンター設置に向けた交通事業者との連携	ボランティアに対して、情報発信を行うボランティアインフォメーションセンターを設置できるような場所を事前選定し、高速道路会社や鉄道事業者の主要駅等に設置するための連携を図る。

ア) 中央省庁との連携
災害発生時に国や国の現地対策本部に対して、関西圏域を超えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。
また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ) 国出先機関との連携
災害発生時に地方整備局など国の出先機関に対して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣要請や輸送手段の確保などの支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

ウ) 広域実動機関との連携
災害発生時に迅速な災害対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

② 科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム（DONET）、海底津波計システム（DART）等先端津波観測技術情報等、国の持つ科学的知見を活用する。

(5) 専門家・防災研究機関等との連携

① 専門的な知見・各種研究成果の活用

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てるとともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

④② 士業団体との協定の締結

広域の建築士・弁護士等の士業団体と協定を締結するなどにより、災害時に、一定の資格を有する者等の被災府県への派遣が行われる仕組みを構築する。

(6) 企業・ボランティア等との連携

① 企業等との協力・連携

企業・業界団体との意見交換や協定を締結するなどにより、災害時等において、企業・業界団体との協力が得られる仕組みを構築する。

（協定締結など企業・業界団体との連携状況）

企業・業界団体	連携内容
倉庫業者・宅配業者	救援物資の集積・配送
<u>物資メーカー、流通事業者</u>	<u>救援物資の提供・調達</u>
<u>宅建業協会、不動産協会、賃貸住宅経営協会等</u>	<u>民間賃貸住宅の被災者への提供</u>

構成団体の変更

【参考】災害ボランティアセンターの設置運営方式

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営にあたっては、自治体により様々な方式で行われているが、ここでは、3つの事例を示す。

区 分	内 容
行政主導型	府県・市町村が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
社会福祉協議会主導型	社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
協働プラットフォーム型	ボランティア団体、NPO等が協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

2 防災・減災事業の展開

広域連合は、関西が高いポテンシャルを有している技術やノウハウも活用しながら、災害による被害の発生の防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を実施する。

当初の3年間（平成24年度から26年度）は、災害対応の仕組みづくりや人的被害の軽減に資する事業を優先的に実施する。

(1) 災害対応体制の整備

① 関西広域応援・受援実施要綱の作成

広域連合は、大規模広域災害発生時において、広域連合等が行う広域応援・受援の具体的な手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱を作成する。この要綱は、災害対応や広域応援訓練等の成果を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。

ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成

広域連合及び構成府県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を予め編成する。

<u>海運・ヘリコプター運航事業者</u>	<u>緊急災害時の緊急輸送</u>
<u>バス事業者</u>	<u>広域避難の輸送</u>
コンビニ・外食事業者	帰宅困難者支援
<u>ゴルフ事業者</u>	<u>緊急災害時の飲料水・食事の提供</u>
<u>ライオンズクラブ</u>	<u>緊急災害時のボランティア支援</u>
<u>日本青年会議所近畿地区協議会</u>	<u>物的・人的支援、資機材の提供</u>

②② 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携

大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらのニーズに迅速に対応できるよう、構成構団体 構成府県は平常時から各府県の社会福祉協議会、ボランティア・NPOとの連携体制を確立する。

<構成府県が府県社会福祉協議会・NPO等と平常時から連携する取組例>

取組例	内 容
災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成・更新等	災害発生時に、迅速に災害ボランティアセンターが立ち上げられるようマニュアルの作成・更新を進めるとともに、防災訓練等に合わせ、立ち上げ訓練等を実施する。
災害ボランティアセンターに関わるネットワーク化の推進	府県により、災害ボランティア所管の部署も異なることから、各府県の防災部局・ボランティア所管課、各府県社会福祉協議会の災害ボランティア所管部署、NPO、企業及び生活協同組合等が平常時から定期的に意見交換できる場を設ける。
ボランティアインフォメーションセンター設置に向けた交通事業者との連携	ボランティアに対して、情報発信を行うボランティアインフォメーションセンターを設置できるような場所を事前選定し、高速道路会社や鉄道事業者の主要駅等に設置するための連携を図る。

今後の事業展開の方針を記載

今後の事業展開の方針を記載

構成団体の変更

南海トラフ
応急対応マ
ニュアル内
容を記載

構成団体の
変更

広域連合の
新たな取組

イ 現地支援本部（府県庁）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部及び被災市町村役場内等に設置する市町村現地連絡所の設置及び運営に関する要領を作成する。

ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備

構成府県は、緊急派遣チーム受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。

③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

ア 物資集積・配送マニュアルの策定

広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送付される物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。

併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

イ 備蓄計画の策定

【参考】災害ボランティアセンターの設置運営方式

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営にあたっては、自治体により様々な方式で行われているが、ここでは、3つの事例を示す。

区分	内容
行政主導型	府県・市町村が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
社会福祉協議会主導型	社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
協働プラットフォーム型	ボランティア団体、NPO等が協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

2 防災・減災事業の展開

広域連合は、関西が高いポテンシャルを有している技術やノウハウも活用しながら、災害による被害の発生の防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を実施する。

平成 29 年度から 31 年度の 3 年間は、南海トラフ地震応急対応マニュアル等これまでに制定した災害対応の仕組みの充実やフォローアップを重点的に実施する。

(1) 災害対応体制の整備

① 関西広域応援・受援実施要綱の作成

広域連合は、大規模広域災害発生時において、広域連合等が行う広域応援・受援の具体的な手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱を作成する。この要綱は、災害対応や広域応援訓練等の成果を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。

ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成

広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を予め編成する。

(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ

被災府県	派遣予定府県
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

を記載
意見を踏まえ、修正

緊急物資円滑供給システムの内容を追記

熊本地震を踏まえ、記載内容を一部修正

関西防災・減災プラン 現行

広域連合は、大規模広域災害発生時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。

併せて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

④ 被災行政支援体制の整備

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、その支援体制の整備を進める。

項目	内容
①被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制を確保できるように努める。 (標準的チームの構成例：各人が特定の役割を持つ全体として1つのチーム) ・総括・情報収集担当・ロジスティック担当(チーム員の業務・生活のサポート)・保健衛生担当・がれき処理担当・住宅担当・仮設住宅運営支援担当・市町村機能支援(各種証明書発行、課税業務、家屋被害認定等)担当など (行政事務分野別チームの種類：特定行政分野ごと複数名で構成するチーム) ・応急危険度判定、家屋被害認定、健康相談、栄養相談、こころのケア、がれき処理、廃棄物処理など
②市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援(非被災市町村が特定の被災市町村を応援)が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 (応援分野例) ・救援物資などの物的支援、避難所運営、がれき処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務

見直し案

イ 現地支援本部(府県庁)・現地連絡所(被災市町村)設置・運営要領の作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部及び被災市町村役場内等に設置する市町村現地連絡所の設置及び運営に関する要領を作成する。

ウ 緊急派遣チーム(先遣隊)の受入体制の整備

構成構団体成府県は、緊急派遣チーム受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。

③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

ア 緊急物資円滑供給システムの運用

国は、大規模広域災害発生時に支援要請には基づかずプッシュ型支援を展開する。

広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国から送付される物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。

併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用できるように関西災害時物資供給協議会を通じ設立し、行政、企業の緩やかな連携体制を構築し、大規模災害時に物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

イ 基幹的物資拠点(0次拠点)の設定

広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を超え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点(以下、「0次拠点」という。)として位置づける。

広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園(兵庫県)及び山城総合運動公園(京都府)を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点(0次拠点)運用マニュアル」の作成を検討する。

広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。

ウ 備蓄計画の策定

見直しの考え方

広域環境保全局の意見反映

広域環境保全局の意見反映

構成団体の変更

構成団体の

⑤ 広域避難体制の整備

大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容できない場合がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。

このため、府県域を越えた避難が迅速になされるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。

また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなどの災害時要援護者避難支援対策を推進する。

ア 公営住宅等の空き室状況の把握

構成府県は、災害時に被災者の公営住宅等への一時入居が迅速に図られるよう、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できるしくみを整備する。

広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅（UR住宅）及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握するしくみを整備するとともに、構成府県が調査した公営住宅等の空き状況を取りまとめることができるよう構成府県と調整する。

イ 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

広域連合は、構成府県と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の避難場所としての住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。

ウ 災害時要援護者の避難支援

構成府県は、市町村が平常時から災害時要援護者支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で要援護者名簿を共有するとともに、避難支援プラン（全体計画）及び要援護者一人ひとりのプラン（個別計画）を策定するよう働きかける。あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避難訓練が実施されるよう働きかける。

さらに、構成府県は、被災地からの入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる準備を事前に整える。

⑥ 帰宅困難者支援体制の整備

広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

ア 基本方針

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもあることから、広域連合は、構成府県及び連携県と連携して、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則（「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」中央防災会議 平成20年10月）を周

広域連合は、大規模広域災害発生時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。併せて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

④ 被災行政支援体制の整備

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、その支援体制の整備を進める。

項目	内容
①被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<p>・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制を確保できるように努める。</p> <p>【支援チーム（※）の構成例】</p> <p>※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成</p> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集担当 ロジスティック担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅支援担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 など <p>【行政事務分野別業務支援（※）の種類】</p> <p>※特定行政分野の個別業務支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定 ・健康相談 ・こころのケア ・家屋被害認定 ・栄養相談 ・災害廃棄物処理 など
②市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<p>・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。</p> <p>（応援分野例）</p> <p>・救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務</p>

変更
構成府県の変更

H25 災害対策基本法改正に基づく変更

構成団体の変更
修正意見反映
修正意見反映

修正意見反映

構成団体の変更

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>知徹底する。</p> <p>また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、代替輸送の調整やコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>イ 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発</p> <p>広域連合は、構成府県及び連携県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の運行状況を関係機関で情報共有するしくみを確立するとともに、府県民にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。</p> <p>ウ 支援情報等の提供方策の検討</p> <p>広域連合は、構成府県及び連携県と連携して災害時帰宅支援ステーションなどの支援情報や交通情報等をエリアメール、ホームページや携帯サイトなどを活用して府県民に対し、提供するしくみについて検討を進める。</p> <p>エ 災害時帰宅支援ステーション事業の推進</p> <p>広域連合は、構成府県及び連携県と連携して災害時に帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアや外食店において水道水やトイレ及び通行可能な道路情報を提供する「災害時帰宅支援ステーション事業」を推進し、帰宅困難者支援体制を充実する。</p> <p>また、構成府県及び連携県は、災害時に災害時帰宅支援ステーションが利用できるよう、訓練等を通じた徒歩帰宅者の支援体制を充実する。</p> <p>オ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</p> <p>災害発生直後、企業等では、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、従業員等を留めおくことなどを行う必要がある。このため、広域連合は構成府県及び連携県と連携して、以下のことについて普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むやみに移動を開始することは避ける ・ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 ・ 災害用伝言ダイヤルの活用、携帯電話災害用伝言板、Web171 等複数の安否確認手段があること ・ 企業等における災害時の行動計画の策定 ・ これらを確認するための訓練による検証 <p>カ 事業所等への要請</p> <p>広域連合は、構成府県及び連携県と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させること、及び建物の耐震化、備蓄などについて働きかける。</p> <p>また、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、協定の締結を検討する。</p>	<p>⑤ 広域避難体制の整備</p> <p>大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容できない場合がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。</p> <p>このため、府県域を越えた避難が迅速になされるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。</p> <p>また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなどの災害時要援護者避難支援対策を推進する。</p> <p>ア 公営住宅等の空き室状況の把握</p> <p><u>構成団体府県等</u>は、災害時に被災者の公営住宅等への一時入居が迅速に図られるよう、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できる <u>仕組み</u>を整備する。</p> <p>広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅（UR住宅）及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握する <u>仕組み</u>を整備するとともに、<u>構成団体府県</u>が調査した公営住宅等の空き状況をとりまとめることができるよう <u>構成団体府県</u>と調整する。</p> <p>イ 旅館・ホテル・不動産協会等との連携</p> <p>広域連合は、<u>構成団体府県</u>と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の避難場所としての住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>構成府県は、市町村が平常時から <u>避難行動要支援者</u>の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で <u>要支援者</u>名簿を共有するとともに、避難支援プラン（全体計画）及び <u>要支援者</u>一人ひとりのプラン（個別計画）を策定するよう働きかける。あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避難訓練が実施されるよう働きかける。</p> <p>さらに、<u>構成団体府県</u>は、被災地からの入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる準備を事前に整える。</p> <p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p> <p>ア 基本方針</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもあることから、広域連合は、<u>構成団体府県等</u>及び連携県と連携して、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という <u>基本原則</u>を周知徹底する。</p>	<p><u>見直しの考え方</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p>ウとエの順序入替</p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p>

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>キ 観光客等への支援 広域連合は、構成府県及び連携県と連携して観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と共に、観光客等に災害時の的確な行動について周知・広報に努める。 また、観光客への情報提供や安全な場所への誘導等を円滑に実施するため、広域連合は構成府県及び連携県と連携し、ホテル・旅館業者及び旅行社との間で協定を締結するなど連携体制を整備する。 さらに、外国人観光客に適切な情報を提供するため、広域連合は構成府県及び連携県と連携し、外国人支援を行う NPO や語学ボランティアの協力を得る仕組みの構築に努める。</p> <p>(2) 訓練・研修の実施</p> <p>① 広域応援訓練の実施 広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、大規模広域災害を想定し、近畿府県合同防災訓練と連携して、構成府県、連携県、関係機関等が参加する広域応援訓練を実施する。</p> <p>○ 訓練の内容 広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置運営訓練、構成府県の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練 等</p> <p>② 防災分野の人材育成 広域連合は、構成府県の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な研修を行う他、構成府県主催の研修や人と防災未来センター（所在地：神戸市）等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。</p> <p>ア 広域連合共通研修の実施 構成府県防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、構成府県持ち回りにより共同実施する。 《実施研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災部局職員基礎研修 ・ 災害救助法実務担当者研修 ・ 家屋被害認定研修 等 <p>イ 構成府県主催研修への他府県職員の参加 構成府県の主催研修について、可能な限り他の府県職員が参加できるよう配慮する。</p> <p>ウ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加 人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。 《実施研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策専門研修(トップフォーラム) ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・ベーシック) 	<p>また、助ける側として可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、<u>代替輸送の調整やコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</u> <u>さらに鉄道の代替として、バス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。</u> <u>なお、具体的な対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</u></p> <p>イ 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発 広域連合は、<u>構成団体府県</u>及び連携県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の運行状況を関係機関で情報共有する <u>仕組み</u>を確立するとともに、府県民にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。</p> <p>ウ 災害時帰宅支援ステーション事業の推進 広域連合は、<u>構成団体府県</u>及び連携県と連携して災害時に帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアや外食店において水道水やトイレ及び通行可能な道路情報を提供する「災害時帰宅支援ステーション事業」を推進し、帰宅困難者支援体制を充実する。 また、<u>構成団体府県等</u>及び連携県は、災害時に災害時帰宅支援ステーションが利用できるよう、訓練等を通じた徒歩帰宅者の支援体制を充実する。</p> <p>エ 支援情報等の提供方策の検討 広域連合は、<u>構成団体府県</u>及び連携県と連携して災害時帰宅支援ステーションなどの支援情報や交通情報等をエリアメール、ホームページや携帯サイトなどを活用して府県民に対し、提供する <u>仕組み</u>について検討を進める。</p> <p>オ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 災害発生直後、企業等では、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、従業員等を留めおくことなどを行う必要がある。このため、広域連合は <u>構成団体府県等</u>及び連携県と連携して、以下のことについて普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むやみに移動を開始することは避ける ・ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 ・ 災害用伝言ダイヤルの活用、携帯電話災害用伝言板、Web171 等複数の安否確認手段があること ・ 企業等における災害時の行動計画の策定 ・ これらを確認するための訓練による検証 <p>カ 事業所等への要請 広域連合は、<u>構成団体府県等</u>及び連携県と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させること、及び建物の耐震化、備蓄などについて働きかける。 また、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、</p>	<p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>広域応援訓練の種類を明記</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>広域応援訓練の種類を明記</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>修正意見反映</u></p>

<p style="text-align: center;">関西防災・減災プラン 現行</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>	<p style="text-align: center;">見直しの考え方</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・エキスパート) ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・アドバンスト) ・ 災害対策専門研修(特設) <p>(3) 津波災害対策の推進</p> <p>津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合及び構成府県は、次の対策を実施する。</p> <p>① 津波避難ビルの指定</p> <p>構成府県は、必要に応じて、市町村に津波の緊急避難場所となる津波避難ビルを指定するように働きかける。また、構成府県は府県営住宅や学校校舎などの府県有施設の指定に積極的に協力する。</p> <p>② 高架鉄道駅・高速道路の活用</p> <p>広域連合は、構成府県と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等を避難場所として活用することについて関係事業者と協議を進める。</p> <p>③ 地下街・地下鉄避難対策の推進</p> <p>広域連合は、構成府県と連携して津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄について、関係市町村とともに、事業者が地下街・地下鉄利用者等の避難誘導を適切に行うことを定めたマニュアル等の整備を行うよう働きかける。</p> <p>④ 府県民への津波避難の共同啓発</p> <p>広域連合は、構成府県と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなされるよう、働きかける。</p> <p>(津波の心得)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ・ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない(最低6時間は避難所に滞在する)。 ・ 津波を絶対に見に行かない。 ・ 海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。 ・ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)。 ・ 普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。 </div> <p>○ 津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方</p> <p>(中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より)</p>	<p>協定の締結を検討する。</p> <p>キ 観光客等への支援</p> <p>広域連合は、<u>構成団体府県等</u>及び連携県と連携して観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と共に、観光客等に災害時の的確な行動について周知・広報に努める。</p> <p>また、観光客への情報提供や安全な場所への誘導等を円滑に実施するため、広域連合は<u>構成団体府県等</u>及び連携県と連携し、ホテル・旅館業者及び旅行社との間で協定を締結するなど連携体制の整備を検討する。</p> <p>さらに、外国人観光客に適切な情報を提供するため、広域連合は<u>構成団体府県等</u>、及び連携県と連携し、外国人支援を行う NPO や語学ボランティアの協力を得る仕組みの構築に努める。</p> <p>(2) 訓練・研修の実施</p> <p>① 広域応援訓練の実施</p> <p>広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、大規模広域災害を想定し、<u>構成団体府県等</u>、連携県、関係機関等が参加する広域応援訓練(実動・図上)を実施する。</p> <p>○ 訓練の内容</p> <p>広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置運営訓練、<u>構成団体府県</u>の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練等</p> <p>② 防災分野の人材育成</p> <p>広域連合は、<u>構成団体府県等</u>の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な研修を行う他、<u>構成団体府県</u>主催の研修や人と防災未来センター(所在地：神戸市)等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。</p> <p>ア 広域連合共通研修の実施</p> <p><u>構成団体府県</u>防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、<u>構成団体府県</u>持ち回りにより共同実施する。</p> <p>《実施研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災部局職員基礎研修 ・ 災害救助法実務担当者研修 ・ 家屋被害認定研修 等 <p>イ <u>構成団体府県</u>主催研修への他 <u>構成団体</u>職員の参加</p> <p><u>構成団体府県</u>の主催研修について、可能な限り他の<u>構成団体</u>職員が参加できるように配慮する。</p> <p>ウ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加</p> <p>人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。</p> <p>《実施研修》</p>	<p style="text-align: center;"><u>構成団体の変更</u></p> <p style="text-align: center;"><u>構成団体変更</u></p>

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>今後、2つのレベルの津波を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす災害クラスの津波 <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立 □ 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 <ul style="list-style-type: none"> ・人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備 <p>⑤ 津波被害想定の実施</p> <p>関係構成府県は、東日本大震災を受け、東海・東南海・南海地震に関して、国が実施する被害想定を踏まえ、津波被害の想定を行う。 (津波被害想定の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水範囲、浸水深等を表示するマップの作成、曝露人口、建物被害の予測等 <p>(4) 孤立集落対策の実施</p> <p>広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、物資搬送や住民移送について民間ヘリコプターに係る協定の拡大などに取り組む。</p> <p>構成府県は、孤立集落対策として、災害発生直後の救命救助に最も必要となる、通信手段の確保と、ヘリコプターの臨時着陸場等の確保を全孤立可能性集落において確保するよう努める。</p> <p>※ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態。</p> <p>(5) 地域防災力の向上</p> <p>① 府県民への普及啓発</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分のため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要がある。</p> <p>このため、広域連合は、構成府県と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の</p>	<p>・災害対策専門研修(トップフォーラム)</p> <p>・災害対策専門研修(マネジメントコース・ベーシック)</p> <p>・災害対策専門研修(マネジメントコース・エキスパート)</p> <p>・災害対策専門研修(マネジメントコース・アドバンスト)</p> <p>・災害対策専門研修(特設)</p> <p>(3) 津波災害対策の推進</p> <p>津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合及び構成団体府県等は、次の対策を実施する。</p> <p>① 津波避難ビルの指定</p> <p>構成府県等は、必要に応じて、市町村に津波の緊急避難場所となる津波避難ビルを指定するように働きかける。また、構成団体府県等は府県市営住宅や学校校舎などの府県市有施設の指定に積極的に協力する。</p> <p>② 高架鉄道駅・高速道路の活用</p> <p>広域連合は、構成団体府県等と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等を避難場所として活用することについて関係事業者と協議を進める。</p> <p>③ 地下街・地下鉄避難対策の推進</p> <p>広域連合は、構成団体府県等と連携して津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄について、関係市町村とともに、事業者が地下街・地下鉄利用者等の避難誘導を適切に行うことを定めたマニュアル等の整備を行うよう働きかける。</p> <p>④ 住府県民への津波避難の共同啓発</p> <p>広域連合は、構成団体府県等と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなされるよう、働きかける。</p> <p>(津波の心得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ・地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ・津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない(最低6時間は避難所に滞在する)。 ・津波を絶対に見に行かない。 ・海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。 ・避難勧告・指示は守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)。 ・普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。 	<p>プランの中でL1,L2の記載に影響しないのに加え、住民に啓発する内容として適当でないため、削除</p> <p>最新被害想定公表(国、各府県)を受け、修正</p> <p>修正意見反映</p> <p>修正意見反映</p> <p>国の被害想定公表を受け修正</p>

関西防災・減災プラン 現行

普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

啓発項目	内 容
① 減災チェック項目の点検	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から、家庭内で、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。 事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 地域の防災訓練への参加等を行う。
② 情報収集手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話を確保し、気象情報や地震速報等の最新情報を確認するよう努める。
③ 住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅において、簡単な耐震チェックでできる自宅の自己診断を促すとともに、耐震性が低い場合は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。
④ 室内安全対策（家具の固定等）	<ul style="list-style-type: none"> 倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を行う。
⑤ コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、自主防災組織等による地域ぐるみの実践的な訓練を実施する。
⑥ 災害時要援護者の避難の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災組織でも災害時要援護者の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、救助などが行える体制を準備する。

② 地域防災リーダーの育成と防災教育の推進

広域連合は構成府県と連携して、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域における防災教育の充実に努める。

(6) 消防団の広域応援体制の検討

総務省消防庁では、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団員

見直し案

見直しの考え方

⑤ 津波被害想定の実施

関係構成府県は、東日本大震災を受け、南海トラフ巨大地震及び日本海側の地震に関して、国が実施する被害想定を踏まえ、津波被害の想定を行う。

（津波被害想定の内容）

- ・浸水範囲、浸水深、浸水予測時間等を表示するマップの作成、暴露人口、人的被害、建物被害の予測等

⑤⑥ 津波防災地域づくりの推進

関係構成府県は、津波防災まちづくりに関する法律に基づき、津波浸水想定を設定・公表し、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、必要な場合に津波災害警戒区域として指定する。

（設定・指定の状況）

<u>津波浸水想定の設定（国土交通大臣への報告分）</u>	<u>京都府、大阪府、兵庫県（阪神、淡路、神戸、播磨地域）、和歌山県、徳島県</u>
<u>津波災害警戒区域</u>	<u>和歌山県、徳島県</u>

(4) 孤立集落対策の実施

広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、物資搬送や住民移送について民間ヘリコプターに係る協定の拡大などに取り組む。

構成府県は、孤立集落対策として、災害発生直後の救命救助に最も必要となる、通信手段の確保と、ヘリコプターの臨時着陸場等の確保を全孤立可能性集落において確保するよう努める。

※ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態。

(5) 地域防災力の向上

① 住府県民への普及啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分のため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要がある。

このため、広域連合は、構成団体府県と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対

構成団体の変更

意見を一部修正して反映

H25 災害対策基本法改正に基づく変更

構成団体の変更

関西防災・減災プラン 現行

の安全確保等に関し、平成23年11月に「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、検討を進めている。
 広域連合においても、大規模災害発生時における消防団の広域応援活動及び消防団員の安全確保等について検討する。

(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

① 防災基盤施設の整備促進

広域連合及び構成府県は、関西全体としての防災力の向上を図るため、防災基盤施設・設備の整備を推進・促進する。

ア 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月地震防災対策特別措置法が制定され、各都道府県において、平成22年度まで3次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。平成23年度においては、第4次計画の策定が進められている。

構成府県は、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等、地震防災上緊急を要する施設など、第4次計画に盛り込んだ内容の整備を実施し、防災力のさらなる向上に努める。

イ 防災関係機関のネットワークの整備

大規模広域災害時に迅速な復旧・復興を図るため、広域連合は、構成府県、国の出先機関及びその他の防災関係機関とともに、それぞれが所管する道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況や使用可能情報を共有できるしくみを整備する。あわせてそれらの交通施設の緊急復旧計画について事前に検討する。

ウ 事業者等への働きかけ

広域連合は、構成府県と連携して高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整備を行うよう働きかける。

○ 津波被害を軽減するための対策について（地震・津波に強いまちづくり）

（中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より）

多重防護と施設整備

津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用による二線堤を整備する。

② 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進

災害の発生に備えて、行政、企業、団体は、災害時における事業継続を確保するため、下記の視点に留意することが重要であり、広域連合及び構成府県は、

見直し案

策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

啓発項目	内 容
① 減災チェック項目の点検	・日頃から、 <u>様々な災害が発生する可能性に備え</u> 、家庭内で、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。 ・事業所では、ア) 事業継続計画（BCP）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 地域の防災訓練への参加等を行う。
② 情報収集手段の確保	・住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話を確保し、気象情報や地震速報等の最新情報を確認するよう努める。
③ 住宅の耐震化	・昭和56年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅において、簡単な耐震チェックでできる自宅の自己診断を促すとともに、耐震性が低い場合は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。
④ 室内安全対策（家具の固定等）	・倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を行う。
⑤ コミュニティレベルの実践的防災訓練の実施	・普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、自主防災組織等による地域ぐるみの実践的な訓練を実施する。
⑥ <u>要配慮者の避難の普及・促進</u>	・民生委員・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災組織でも <u>要配慮者</u> の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、救助などが行える体制を準備する。

②—②—地域防災リーダーの育成と防災教育の推進

広域連合は構成団体府県等と連携して、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域における防災教育の充実に努める。

③ 被災者支援システム構築の推進

広域連合及び構成府県は、各市町村に対して、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できるような被災者台帳を活用した支援システムの普及を図る。
また、東日本大震災や熊本地震の対応を踏まえ、広域連合は、災害時に被災自治体が行うべき被災者支援業務を体系的にまとめた「災害時被災者支援業務対応マニュアル」を策定する。

(6) 消防団の広域応援体制の確立

総務省消防庁では、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団

見直しの考え方

熊本地震等を受け追記

H29 広域防災局事業を追記

新たな報告書が公表されたことを受け、修正

修正意見を反映

熊本地震等を受け、追記

時点修正による変更

新たな報告書が公表されたことを受け、修正

広域防災局事業を追記

<p style="text-align: center;">関西防災・減災プラン 現行</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>	<p style="text-align: center;">見直しの考え方</p>
<p>自らの事業継続体制の整備を行うとともに、企業、団体等に対して、事業継続体制の整備についての啓発等を行う。</p> <p>ア 事業継続計画の策定・運用促進 構成府県は、自らの事業継続計画の策定、改善を進めるとともに、広域連合は、構成府県と連携して中小企業、団体等において事業継続計画（BCP）が作成・運用されるよう働きかける。</p> <p>イ 基幹システムのバックアップ 広域連合は、構成府県と連携して事業継続上、重要なシステムやデータは、災害により被害を受けないよう、万全の安全対策や広域連合内外のバックアップ体制について検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。</p> <p>③ 事前復興計画の策定促進 東日本大震災の津波による甚大な被害が発生したことを受け、国は、多重防衛による津波防災地域づくりを推進するための制度整備を進めている。具体的には、津波防災まちづくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）により、市町村による推進計画の作成や都道府県による津波災害警戒区域の指定などが実施される。 これを踏まえ、東海・東南海・南海地震による津波の発生でまちが壊滅的な被害を受けることが想定される地域などにおいて、広域連合は、構成府県と連携して、関係市町村に対して、高台への集団移転などを内容とする住民参加による事前の復興計画の策定を呼びかけるよう努める。</p>	<p>員の安全確保等に関し、平成 24 年 8 月に「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」がとりまとめられている。この内容に沿って、大規模災害発生時における消防団の広域応援の推進を支援する。</p> <p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</p> <p>① 防災基盤施設の整備促進 広域連合及び構成 <u>団体府県</u> は、関西全体としての防災力の向上を図るため、防災基盤施設・設備の整備を推進・促進する。</p> <p>ア 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 7 年 6 月地震防災対策特別措置法が制定され、各都道府県において、平成 27 年度まで 4 次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。平成 28 年度からは、第 5 次計画の策定が進められている。 構成府県は、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等、地震防災上緊急を要する施設など、第 5 次計画に盛り込んだ内容の整備を実施し、防災力のさらなる向上に努める。</p> <p>イ 防災関連情報の一元化 <u>気象、ライフライン、道路情報、避難勧告発表状況等の防災関連情報を、府県域を越えて地図上で統合し、大規模広域災害時における円滑な応援・受援、迅速な復旧・復興等災害対応に資する情報システムの実現について、防災情報提供事業者等と連携して検討する。</u></p> <p>ウ 事業者等への働きかけ 広域連合は、<u>構成団体府県等</u> と連携して高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整備を行うよう働きかける。</p> <p>○ 津波被害を軽減するための対策について（地震・津波に強いまちづくり） （中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 多重防護と施設整備 津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用による二線堤を整備する。</p> </div> <p>② 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進 災害の発生に備えて、行政、企業、団体は、災害時における事業継続を確保するため、下記の視点に留意することが重要であり、広域連合及び <u>構成団体府</u></p>	<p><u>時点修正による変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>構成団体の変更</u></p> <p><u>被害想定公表（国、各</u></p>
<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。</p> <p>広域連合は、被災した地方自治体が実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。</p>		

<災害対応のタイムテーブル>

時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応
初期	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 災害廃棄物の処理 応急仮設住宅の整備・確保 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期（仮設住宅期）	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画の策定・復興財源の確保 インフラ施設等の復旧・復興 恒久住宅への移行支援 生活再建支援 経済・雇用再生 	<ul style="list-style-type: none"> 復興戦略の策定 被災自治体の復興業務への支援

⑦ 阪神・淡路大震災からの復興の道のり—ステージごとの取り組みの整理表—（総括表）

県は、自らの事業継続体制の整備を行うとともに、企業、団体等に対して、事業継続体制の整備についての啓発等を行う。

ア 事業継続計画の策定・運用促進

構成団体構成府県等は、自らの事業継続計画の策定、改善を進めるとともに、広域連合は、構成団体構成府県等と連携して中小企業、団体等において事業継続計画（BCP）が作成・運用されるよう働きかける。

イ 基幹システムのバックアップ

広域連合は、構成団体構成府県等と連携して事業継続上、重要なシステムやデータが災害により被害を受けないよう、万全の安全対策や広域連合内外のバックアップ体制について検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。

②③ 事前復興計画の策定促進

東日本大震災の津波による甚大な被害が発生したことを受け、国は、多重防衛による津波防災地域づくりを推進するための制度整備を進めている。具体的には、津波防災まちづくりに関する法律（平成23年12月27日施行）により、市町村による推進計画の作成や都道府県による津波災害警戒区域の指定などが実施される。

これを踏まえ、南海トラフ巨大地震による津波の発生でまちが壊滅的な被害を受けることが想定される地域などにおいて、広域連合は、構成団体構成府県等と連携して、関係市町村に対して、高台への集団移転などを内容とする住民参加による事前の復興計画の策定を呼びかけるよう努める。

府県）を受け修正
構成団体の
変更

構成団体の
変更

国の被害想定公表を受け
は

区分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月～平成10年3月)
①被災者を取り巻く生活基盤	<p>住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者は避難所に避難(ピーク時:1月23日、1,153カ所、316,678人) 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 シルバーハウジングへLSA(生活援助員)を派遣 被災直後に応急危険度判定を実施 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 ひょうご住宅復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅を38,600戸整備 応急仮設住宅入居者調査を実施 災害復興公営住宅を一元募集 コレクティブ・ハウジング等の建設 住まい復興プログラムを策定 がれきの処理を完了
	<p>インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月) 鉄道の復旧 神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4月)、JR新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月) 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 阪神高速道路全線復旧 神戸港の全面復旧 JR東西線開業、JR福知山線複線化、JR播但線の電化高速化等輸送力を強化 山陽自動車道全線開通
②くらし	<ul style="list-style-type: none"> 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 災害弔慰金、災害見舞金の支給 災害援護資金貸付の受付開始 こころのケアセンターを開設 すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 生活復興資金貸付を創設 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 いきいき仕事塾等生きがいづくり関係事業の実施 生活復興支援プログラムの策定
③経済	<p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 仮設工場・仮設店舗が完成 産業復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置 神戸ルミナリエの開催 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施

区分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月～平成10年3月)
④ まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 被災市街地復興特別措置法施行 復興都市計画の決定告示 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリンパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施
⑤ 地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 被災者復興支援会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットが発足 特定非営利活動促進法(NPO法)の制定
⑥ 防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を10市10町に適用 全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 臨時災害FM局を開局 	<ul style="list-style-type: none"> 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 災害救援専門ボランティア制度の創設 県地域防災計画を全面修正 フェニックス防災システムの運用開始
⑦ 復興体制・復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路復興委員会の廃止 国と県・神戸市との協議会の設置
	県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 地震対策担当大臣を任命 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 (財)阪神・淡路大震災復興本部を設置 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 (財)阪神・淡路大震災復興基金を設立